

平成25年2月10日からウメ輪紋ウイルスの緊急防除を実施しています。

ウメ、モモの苗などは 持ち出さないでください！

伊丹市、宝塚市、川西市、尼崎市には、ウメなどに感染するウイルス病(ウメ輪紋病)が発生している地域があります。
この病気のまん延を防止するため、ウメやモモなどの植物をこれらの地域の外へ持ち出したり、地域の中で新たに植え付けたりしないよう、皆様のご協力をお願いいたします。

持ち出してはいけない植物(規制対象植物)

次の植物の苗、植木、盆栽、切り枝、花、葉などの持ち出しを規制しています。

- ・サクラ属(ウメ、モモ、スモモ、アンズ、ユスラウメ、オウトウなど)、セイヨウマユミ、ナガバクコ、ヨウシュイボタの生植物。ただし、サクラ属サクラ節の植物を除く。
- ・また、規制対象植物でも、種子、果実は持ち出すことができます。

※サクラ属サクラ節(ソメイヨシノなど観賞用のサクラ)の生植物は平成25年12月29日より、規制対象から除外されました。除外できる植物の詳細は、農林水産省神戸植物防疫所[078-389-5320]まで確認ください。

持ち出してはいけない地域(規制対象地域)

平成25年12月29日より新たに下線の地域が緊急防除区域に追加されました。

伊丹市

荒牧、荒牧南、池尻、伊丹、鑄物師、梅ノ木、大鹿、大野、荻野、荻野西、奥畑、春日丘、北伊丹、北河原、北園、北野、北本町、行基町、鴻池、昆陽、昆陽池、昆陽泉町、昆陽北、昆陽南、桜ヶ丘、清水、下河原、千僧、高台、中央、寺本、寺本東、中野北、中野西、中野東、中村、西台、西野、野間、野間北、東有岡、東桑津、東野、平松、広畑、藤ノ木、船原、堀池、松ヶ丘、瑞ヶ丘、瑞原、瑞穂町、緑ヶ丘、南本町、宮ノ前、山田

宝塚市

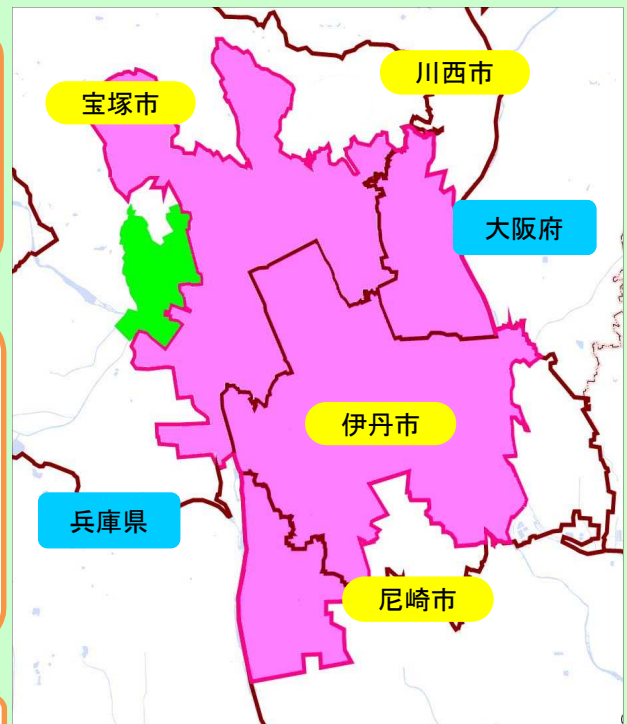
安倉北、安倉中、安倉西、安倉南、旭町、泉町、伊子志(阪急電鉄今津線以東の地域に限る)、今里町、金井町、亀井町、清荒神、口谷西、口谷東、向月町、御所の前町、寿町、小浜、末広町、高司、高松町、鶴の荘、東洋町、長尾町、中州(県道16号線以北の地域に限る)、中筋、中筋山手、中山寺、中山荘園、中山台、雲雀丘、平井、平井山荘、星の荘、米谷(一般国道176号線以南の地域に限る)、三笠町、美座、売布東の町、南ひばりが丘、美幸町、売布、山手台西、山手台東、山本台、山本中、山本西、山本野里、山本東、山本丸橋、山本南、弥生町

川西市

加茂、久代、栄根、下加茂、寺畑、花屋敷、東久代、南花屋敷

尼崎市

常松、常吉、西昆陽、武庫町、武庫の里、武庫之荘、武庫元町、武庫豊町



緊急防除区域

平成25年12月29日から緊急防除区域に追加された地域

市町村境界

兵庫県

ウ

ウメ輪紋病による症状・被害について

葉に退緑斑や輪紋が生じるほか、果実の表面に斑紋があらわれ、商品価値が損なわれたり、成熟前の落果により減収したりすることがあります。

ウメの葉の症状



輪紋症状



退緑斑紋

症状・類似症状を発見した場合は、自分で独自に処分しないでください。
上の写真と同様の症状・類似症状を発見したら下記の【問い合わせ先】に連絡し、ウメ輪紋病に感染しているかどうか確認できるまでは、アブラムシ類の防除を徹底してください。

このウイルスは植物に感染するものであり、ヒトや動物に感染することはありません。
感染している樹の果実を食べても健康に影響はありません。

お

問い合わせ先

農林水産省神戸植物防疫所(電話078-389-5320)

兵庫県農政環境部農林水産局農業改良課(電話078-362-9206)

兵庫県病害虫防除所(電話0790-47-1222)または 最寄りの農業改良普及センター
《現地相談窓口》 阪神農林振興事務所(電話079-562-8848)